

ANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービス ご利用上の規約

この規約は 2026 年 5 月 19 日搭乗分からの適用です。

第 1 条（総則）

- この規約に定める ANA マイレージクラブ ファミリーアカウントサービス（以下「AFA」という）は、全日本空輸株式会社（以下「ANA」という）により運営される日本国外在住の ANA マイレージクラブ会員およびその家族向けのマイレージプログラムサービスです。
- AFA の利用対象者は日本国外在住の ANA マイレージクラブ会員とその家族とします。
- 本契約に定めの無い事項および語句の定義については、「ANA マイレージクラブ会員規約」を適用します。
- ANA マイレージクラブ会員規約および、AFA 利用規約は予告なく変更することがあります。

第 2 条（サービス利用・会員条件）

- AFA を利用するには、ANA マイレージクラブへ入会後 AFA 登録手続きが必要です。会員各個人に対して付与される ANA マイレージクラブのお客様番号は、AFA 利用時に必要となります。
- AFA 会員には、プライム会員と家族会員（両者を合わせて以下「会員」という）があり、家族を登録の単位とします。会社や法人単位での登録はできません。
- AFA は、日本国外に在住の期間、日本国外で生活する ANA マイレージクラブ会員（プライム会員）とその家族が登録・利用できるものとします。
- プライム会員とは、原則として日本国外に在住している ANA マイレージクラブ会員本人とし、AFA 利用規約（以下「本規約」という）を承諾のうえ、ANA に登録を申し込み、ANA が所定の審査を行い承認した方をいいます。
- 家族会員とは、プライム会員から 2 親等以内の親族のうち日本国外在住者最大 7 名まで（プライム会員を含め 2 名以上合計 8 名まで）が登録できるものとし、本規約を承諾のうえ、プライム会員を通じて所定の方法により登録を申し込み、ANA が承認した方をいいます。プライム会員が退会その他の理由でプライム会員の資格を喪失したときは、家族会員も同時に失効するものとします。登録の際、生年月日、プライム会員との続柄ならびに日本国外在住を証明できる書類の提出を必要とします。
- プライム会員は、申込内容の虚偽・錯誤、マイルの不正使用、家族会員登録の偽造等を含む不正申請に起因して生じた ANA および第三者の損害またはクレームに対して一切の責を負うものとします。
- 会員は、重複して AFA に登録を申し込み、資格を得ることはできません。会員が複

数の AFA 登録をしていることが判明した場合、自動的に 1 つに統合します。

8. 日本国外在住者とは、実際に日本国外に在住する住所を有することとし、その住所地を ANA マイレージクラブへ登録する必要があります。

第 3 条（登録方法）

AFA の登録手続きは、日本国外の ANA マイレージクラブ・サービスセンターへの必要書類の届出、もしくは www.anaskyweb.com にて申し込むものとします。登録申込みを受け、ANA は第 2 条に基づき審査したうえで登録を認めた方について登録します。登録には、1 ~2 週間ほどかかる場合があります。

第 4 条（登録手数料）

1. 登録時は、手数料として 1,000 マイルがかかります。なお、支払われた手数料は、理由の如何を問わず返却いたしません。
2. 登録手数料は、会員の追加登録ごとに、追加人数を問わず 1,000 マイルが必要となります。登録解除時は、変更料はかかりません。
3. 登録手数料はプライム会員の口座から引き落とされます。また、手数料は会員同士のマイルを合算して支払うことはできません。
4. 所定の手数料の支払いができないときは、登録をすることはできません。

第 5 条（会員資格の発効）

1. ANA が登録手続きを完了した時点で会員資格が発効し、AFA が利用可能となります。
2. ANA マイレージクラブの登録住所が日本住所の方は、AFA へ登録できません。また、AFA 登録後の転居時は速やかに ANA へ届け出るものとします。
3. 日本国外在住の同居家族、または別居家族が増えた場合には、プライム会員からの届出により、家族会員として追加することができます。

第 6 条（FA 会員証）

AFA のサービスを利用する際には、必ず ANA マイレージクラブカードの提示が必要です。

第 7 条（登録資格の失効）

1. 会員が AFA 登録を解除する場合は、プライム会員により所定の届出書を提出するものとします。なお、プライム会員が登録解除をする場合、同時に家族会員の登録も失効するものとします。
2. 第 2 条第 3 項に基づきプライム会員が海外より日本へ転居する際には前項の退会手続きを遅滞なく行うものとします。

3. 会員は、ANA が上記手続きを完了したと認めたときをもって登録資格を失効したこととします。
4. プライム会員が日本国外より日本へ転居した場合、家族会員を含め AFA 登録資格は自動的に失効します。
5. 家族会員全員が登録解除した場合、プライム会員の登録も自動的に失効するものとします。
6. 前各号の他、会員が第 2 条の条件を満たさなくなった場合、会員資格は失効します。
7. 会員が次の各号の一に該当する場合は、ANA は何らの通知、催告を要することなく、当該会員および AFA 全会員の登録を取り消すことができます。
 - (1) 登録申込時に虚偽等の不正な申告をした場合
 - (2) 本規約または ANA マイレージクラブ会員規約に違反した場合
 - (3) その他、信頼関係の破壊等、ANA が合理的理由に基づき会員として不適当と認めた場合

第 8 条（その他の規定事項）

1. AFA 関連の通知、送付書類等は ANA マイレージクラブの通知と同様の、指定された住所にのみ送付されます。
2. AFA 登録者が特典の不正使用、本規約または ANA マイレージクラブ会員規約もしくはその手続きに違反、虚偽の通知等があった場合、またはその他 ANA との信頼関係を著しく損なう行為を行った場合には、プライム会員および家族会員全員に対し、AFA 会員資格および ANA マイレージクラブ会員資格の取り消し等、ANA マイレージクラブ会員規約第 29 条に定める措置を講じることができます。
3. 会員による届出または日本国内への転居等により、AFA 会員資格が失効した場合でも、ANA マイレージクラブの会員資格は継続します。

第 9 条（特典の種類）

AFA 会員は、登録家族単位でマイルを合算して以下の特典に引き換えることが可能です。なお、特典は予告なく変更される場合があります。

- ① ANA 国際線特典航空券
- ② ANA 日本国内線特典航空券
- ③ ANA 国際線アップグレード特典
- ④ ANA 日本国内線アップグレード特典
- ⑤ 提携航空会社特典航空券

*ただし上記⑤申請時には、マイル合算をするいずれかの会員が、特典申請時より 3 年以内に ANA グループ便国際線搭乗による積算記録が必ず 1 回以上あることを条件とします。

第 10 条（特典の利用者と範囲）

特典利用対象者は、プライム会員（申請者）の 2 親等以内の親族（日本在住者含む）の方とします。プライム会員以外が特典を利用する場合は、別途「特典利用者登録」が必要です。また登録の際、続柄を証明できる書類の提出を必要とします。

第 11 条（特典の申込）

ご家族利用特典の申請は、インターネットもしくはプライム会員の居住している日本国外の ANA マイレージクラブ・サービスセンターでのみ受付を行うこととします。また、ご家族利用特典の申請については家族会員の同意のもと、必ずプライム会員自身が行うこととし、家族会員からの当該特典の申請はできないものとします。

第 12 条（特典利用上の制限）

1. マイルの換算、搭乗実績の積算方法、特典内容等は、AFA において特に定めた事柄を除き、ANA マイレージクラブの会員規約が適用されます。
2. AFA 登録会員に対してのみ提供される ANA マイレージクラブにおける特典に関しては、日本国外に居住中にのみ有効とします。AFA 登録解除後または日本国内へ転居後は、ご利用になれません。
3. ANA は、AFA または ANA マイレージクラブを終了する場合があります。その場合には、別途定める場合を除き、AFA の利用および ANA マイレージクラブの搭乗実績の積算、特典の利用等も同時に終了するものとします。